

議第 24 号

下呂市行政組織条例の一部を改正する条例について

下呂市行政組織条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

部の位置づけである金山病院事務局を市民保健部所管の課とすること及び各部の分掌事務の見直しを行ったことに伴い、当該条例を改正するもの。

下呂市行政組織条例の一部を改正する条例

下呂市行政組織条例（平成16年下呂市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（分掌事務） 第2条 各部の主な分掌事務は次のとおりとする。 （1） 総務部 ア <u>行政一般・広報</u>に関すること。 イ <u>人事・給与</u>に関すること。 ウ <u>人材育成</u>に関すること。 エ <u>市長秘書・広聴</u>に関すること。 オ <u>市長特命・政策</u>に関すること。 カ <u>危機管理・防災・防犯</u>に関すること。 キ <u>住民税・国民健康保険税</u>に関すること。 ク <u>固定資産税</u>に関すること。 ケ <u>諸税・収納</u>に関すること。 （2） まちづくり推進部 ア <u>重要施策の企画及び総合調整・総合計画・統計</u>に関すること。 イ <u>財政</u>に関すること。 ウ <u>財産管理及び契約</u>に関すること。 エ <u>情報化施策・DX（デジタルトランスフォーメーション）</u>に関すること。 オ <u>総合交通施策・公営住宅</u>に関すること。 カ <u>スポーツ（学校における体育に関する</u>	（分掌事務） 第2条 各部の主な分掌事務は次のとおりとする。 （1） 総務部 ア <u>議会及び条例、規則並びに行政一般</u>に関すること。 イ <u>人事、給与及び福利厚生</u>に関すること。 ウ <u>職員研修</u>に関すること。 エ <u>秘書、広報及び広聴</u>に関すること。 オ <u>危機管理</u>に関すること。 カ <u>防災</u>に関すること。 キ <u>税</u>に関すること。 （2） まちづくり推進部 ア <u>重要施策の企画及び総合調整</u>に関すること。 イ <u>総合計画</u>に関すること。 ウ <u>財産管理</u>に関すること。 エ <u>契約</u>に関すること。 オ <u>財政</u>に関すること。 カ <u>情報施策及び庁内情報管理</u>に関すること。 キ <u>有線テレビ施設の管理運営</u>に関すること。 ク <u>総合交通施策</u>に関すること。 ケ <u>住宅</u>に関すること。 コ <u>スポーツに関すること（学校における</u>

改 正 後	改 正 前
<u>ことを除く。）及び公園に関すること。</u> (3) 地域振興部 ア <u>地域振興・移住定住に関すること。</u> イ <u>社会教育・文化芸術の振興に関するこ</u> <u>と。</u> ウ <u>振興事務所連携に関すること。</u> (4) 市民保健部 ア <u>総合窓口・戸籍・住民基本台帳に関す</u> <u>ること。</u> イ <u>国民健康保険・国民年金・後期高齢者</u> <u>医療・福祉医療・児童手当・児童扶養手</u> <u>当に関すること。</u> ウ (略) エ <u>地域医療・診療所に関すること。</u> オ <u>金山病院の管理運営に関すること。</u> カ <u>小坂診療所の管理運営に関すること。</u> (5) 福祉部 ア <u>総合福祉に関すること。</u> イ <u>障がい福祉に関すること。</u> ウ <u>高齢者福祉に関すること。</u> エ (略) オ <u>地域包括支援センターに関すること。</u> カ (略) (6) 農林部	<u>体育に関することを除く。）。</u> (3) 地域振興部 ア <u>地域振興に関すること。</u> イ <u>振興事務所連携に関すること</u> ウ <u>自治会に関すること</u> エ <u>移住定住に関すること。</u> オ <u>文化に関すること（文化財の保護に関</u> <u>することを除く。）。</u> (4) 市民保健部 ア <u>戸籍及び住民基本台帳に関すること。</u> イ <u>国民健康保険及び国民年金に関するこ</u> <u>と。</u> ウ <u>福祉医療に関すること。</u> エ <u>後期高齢者医療に関すること。</u> オ <u>総合窓口に関すること。</u> カ (略) キ <u>医療に関すること。</u> ク <u>診療所に関すること。</u> (5) 福祉部 ア <u>福祉事務所に関すること。</u> イ <u>社会福祉に関すること。</u> ウ (略) エ (略) (6) 農林部

改 正 後	改 正 前
ア <u>農業政策</u>に関すること。 イ <u>農地整備</u>に関すること。 ウ <u>畜産</u>に関すること。 エ <u>林業政策</u>に関すること。 オ <u>治山・林道</u>に関すること。 (7) 観光商工部 ア <u>観光振興</u>に関すること。 イ <u>商工振興・雇用促進・ふるさと納税</u>に関すること。 ウ (略) (8) 建設部 ア <u>道路及び河川の管理・都市計画</u>に関すること。 イ <u>建築・景観・空き家対策・公園の管理運営</u>に関すること。 ウ <u>用地交渉及び取得・官民境界・地籍調査</u>に関すること。 エ <u>市道、橋梁及び河川の維持管理、新設改良及び除雪対策</u>に関すること。 (9) 環境部 ア <u>環境保全・環境衛生・地球温暖化対策・浄化槽</u>に関すること。 イ <u>環境施設の管理運営</u>に関すること。	ア <u>農業、林業、畜産及び水産業</u>に関すること。 イ <u>林道、治山事業及び土地改良</u>に関すること。 ウ <u>水源かん養林</u>に関すること。 (7) 観光商工部 ア <u>観光</u>に関すること。 イ <u>商業及び工業</u>に関すること。 ウ <u>ふるさと納税</u>に関すること。 エ (略) (8) 建設部 ア <u>土木建設</u>に関すること。 イ <u>都市計画及び整備</u>に関すること。 ウ <u>建築</u>に関すること。 エ <u>国土調査事業</u>に関すること。 (9) 環境部 ア <u>環境保全及び環境衛生</u>に関すること。 イ <u>ごみの減量化及び資源化</u>に関すること。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市行政組織条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

部の位置づけである金山病院事務局を市民保健部所管の課とすること及び各部の分掌事務の見直しを行ったことに伴い、当該条例を改正するものです。

2. 概要

(1) 各部の分掌事務を改めます。

(第2条関係)

(2) この条例は、令和7年4月1日から施行します。

(附則関係)